

「商業登記規則等の一部を改正する省令案」に関する意見募集の結果について

法務省民事局商事課

令和4年2月16日から同年3月18日まで、「商業登記規則等の一部を改正する省令案」に関する意見の募集を行いましたところ、78件の御意見が寄せられました。

寄せられました御意見の概要及び法務省の考え方を、別紙のとおり取りまとめましたので公表します。

なお、取りまとめの都合上、適宜整理させていただいております。また、本件に直接関係がなかった御意見についての回答は差し控えさせていただきますが、今後の制度改正等を検討するための参考とさせていただきます。

おって、この意見募集に係る省令案は、頂いた御意見を踏まえて、登記情報提供サービスにおける会社代表者等の住所の一律非表示に関する改正部分を削除して引き続き検討することとし、その他の規律も一部修正の上、「商業登記規則及び電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則の一部を改正する省令」として、令和4年8月18日（木）に公布されましたので、お知らせいたします。

御協力ありがとうございました。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
番号	商業登記規則第31条の2関係	
1	登記事項証明書の代表者の住所非表示措置の対象者につき、すでに「被害を受けた者」のみに限定することなく、住所非表示措置の申し出をした者を広く対象者とするべきである。	住所非表示措置の申出をした者を広く住所非表示措置の対象者とする、DV被害者等の生命・身体等の保護を図るという目的以外の濫用的な申出がされるおそれもないとはいえないところ、これは、商業登記の公示の要請に鑑み妥当でないことから、原案のとおりとさせていただきます。
2	住所が判明しないと不都合がある場面も想定されるので、本人の同意書や住所を確認する正当事由があることを証する資料等の提出を求めたうえで、例外的・限定的に住所の表示をした登記事項証明書の交付を求めることができるような措置も講じるべきである。	非表示化された代表者住所については、附属書類の閲覧請求により、利害関係を有する者がこれを閲覧することが可能です（商業登記法第11条の2）。
3	DV等の犯罪被害を受けるおそれがある場合、住民票を移動せず、居所を秘匿して移転することが通例であると考えられる。逆に、詐欺事業者が、DV等の被害を受けるおそれがあることを装い、責任の追及を困難にするために申出をする可能性がある。 したがって、登記事項証明書において、住所を表示しない措置を講ずることに反対である。	住所非表示措置の申出の際は「住所が明らかにされることにより被害を受けるおそれがあることを証する書面」を添付させることとしており、御指摘いただいた懸念は当たらないと考えております。
4	DV被害等の防止という観点から、賛成する。	本改正への賛同意見として承ります。
5	「今まで住所が記載されていた部分に、住所の代わりに「商業登記規則第31条の2の規定による措置」などと記載する」とのことだが、これでは当該人物がDV被害者であると表示することになってしまい、かえってプライバシー侵害となるのではないか。そもそも、法人住所が公開情報である以上、自宅住所だけ隠したところで法人代表者のストーカー対策等としての効果は限定的であり、本改正案の導入は見合わせるべきではないか。	利害関係人による正確な情報の入手という商業登記の公示の要請とDV被害者等保護の調和の観点から、このような表示方法としています。 また、法人の本店所在地と代表者住所が同一でない会社等も多数存在するため、ストーカー対策等としての効果は一定程度認められると考えております。
6	正当な事由がある場合は、登記事項証明書への住所非表示が解除されるべきではないか。その際の要件は準則でなく規則で明示すべき。	非表示化された代表者住所については、附属書類の閲覧請求により、利害関係を有する者がこれを閲覧することが可能です（商業登記法第11条の2）。
7	司法書士又は弁護士が請求する場合は、会社代表者等の住所が記載された登記事項証明書の発行を受けることができるようにされたい。	今後の参考とさせていただきます。

8	DV被害者などの代表取締役の住所を公開しない場合を定めることについては賛成である。これを前提として、代表取締役の住所が裁判上必要になる場合など、裁判所から調査嘱託をすることになると思われる。この場合、裁判所書記官は、当該会社の所在地の法務局に対して調査嘱託をするという取扱いが予定されているか、予め実務的な取扱いを定めておいてほしい。	今後、実務的な取扱いの整備に努めてまいります。
9	特定条件下で登記事項証明書に法人代表者の住所を表示しない件につき、反対はしないが、係争相手等への救済も同時に講ずるべきであると考えている。	今後の参考とさせていただきます。
10	DV防止法に基づいて保護されている方は1秒でも早く閲覧制限を徹底してほしい。	省令の施行は本年9月1日を予定しており、それ以降住所非表示措置の申出が可能となります。
11	DV被害者等でない者がそうであることを装い、登記事項証明書における会社代表者等の住所が非表示とされることがないように、適切な実務上の運用が図られるべきである。 また、会社代表者の住所を表示しない措置が採られた場合における代表者個人宛の裁判文書の送達が円滑に行われるよう、実務的な取扱いが整備される必要がある。	制度の適切な運用に努めてまいります。
12	法31条の2において、「当該住所を記載しない措置」と規定しているが、本条項にかかわらず、従前の要件のまま、登記申請書類の閲覧はできるのか。	附属書類の閲覧請求は、従前の要件どおり、利害関係を有するものであればこれを閲覧することが可能ですが、その運用の在り方については、DV被害者等の生命・身体等の保護という観点も踏まえて検討を行ってまいります。
13	法31条の2第4項において、被害者等は申請書に「住所が明らかにされることにより被害を受けるおそれがあることを証する書面」を添付するものとされているが、ここにいう被害を受けるおそれがあることを証する書面として、どのようなものを想定しているか。	市区町村が発行する「支援措置決定通知書」などの書面を想定しています。
14	既に退任をした者についても住所を秘匿したい要請があることから、退任者についても同様に申出を認めるべきである。	退任者にも申出を認める予定です。

15	住所非表示の措置を終了させる場合には、代理人による申出は不可となっているが、円滑な手続の実現のために代理人による申出を認めるべきである。	住所非表示措置終了の申出は、住所非表示措置の申出と異なり、「住所が明らかにされることにより被害を受けるおそれがあることを証する書面」を添付する必要がないことから、代理人による申出を認めると、加害者側が被害者の代理人を騙って代理申請することが容易に可能となります。 このような観点から、住所非表示措置終了の申出については、代理人による申出を認めないこととしたものです。
16	登記官が住所非表示の措置を終了させることが「相当であると認める時」とはどのような場合をいうのか。	条文を修正し、住所非表示措置をした年の翌年から3年を経過した場合は住所非表示措置を終了することとし、登記官が住所非表示の措置を終了させないことが「相当であると認める時」に終了しないものとなりました。 なお、ここでいう住所非表示措置を終了させないことが「相当であると認める時」とは、例えば、災害等により期間内に申出をすることが不可能である場合を想定しています。 おって、番号19後段の回答も御参照ください。
17	登記情報提供サービスにおいて会社代表者等の住所を一律で表示しないこととする提案がなされたことは賛成。しかし、登記事項証明書に関しても、会社代表者等の住所の確認については、法律上の利害関係を有する者に限り、その交付を請求することができるものとすべきと考える。会社の代表者等の住所を何人も閲覧できることは、単に個人情報保護の観点から懸念されるにとどまらず、本人およびその家族の生命や身体に危害が及ぶリスクが否定できない。民事訴訟上必要である場合には、利害関係人に限定して交付請求を認めることで十分対応可能であるとする。	今後の参考とさせていただきます。
18	住居非表示措置の非表示の方法としては、住所の代わりに「商業登記規則第31条の2の規定による措置」と記載するのではなく、会社又は法務局等の住所に代わる連絡先を記載すべきである。	仮に住所に代わるべき情報を記載してしまうと、これを代表者住所と信じて訴状の送達を行った者の利益を害するおそれ等がありますが、このような事態は商業登記の公示の要請に鑑み妥当でないと考えため、原案どおりとさせていただきます。

19	<p>登記官は、住所非表示措置の申出があった場合、又は住所非表示措置を終了させる場合、被害者に出頭を求め質問することに加えて、警察や配偶者暴力相談支援センター等からの意見も聴き、確認した上で措置の必要性を判断するよう にすべきである。</p> <p>また、登記官が、改正規則案第7項第2号に基づき終了させることが相当であると判断した場合には、申出人に対してその旨を事前に通知するよう にすべきである。</p>	<p>前段：今後の参考とさせていただきます。</p> <p>後段：住所非表示措置をした年の翌年から3年を経過する前に、申出人には事前 に通知をする運用を予定しています。</p>
20	<p>制度の悪用を防止するため、厳格な要件のもと運用されたい。</p>	<p>制度の適切な運用に努めてまいります。</p>
商業登記規則第81条の2関係		
21	<p>商業登記規則第81条の2の改正について、旧氏利用拡大という観点から、賛 成する。</p>	<p>本改正への賛同意見として承ります。</p>
22	<p>登記実務では、取締役等が外国人である場合においては、通称（住民基本台帳 法施行令第30条の16第1項）を登記記録に記録することが認められている。通 称の取扱いに変更が生じた場合に関しても氏を変更した場合と同様の取扱いを すべきである。</p>	<p>取締役等が外国人の方である場合の通称や外国人の方の帰化前の氏は、商業登 記規則第81条の2が定める「旧氏」に当たらないため、これらを併記するこ とはできません。</p>
23	<p>選択的夫婦別姓が実現するまでの過渡的な改正として賛成する。</p>	<p>本改正への賛同意見として承ります。</p>
電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則第1条第1項2号の2関係		
24	<p>登記情報提供サービスにおける会社代表者等住所の一律非表示に反対。</p> <p>仮にこれを行う場合、登記情報における会社代表者等の住所の非表示につい ては、現在の法律実務等に与える影響が大きいため、登記情報提供サービスに事 前に登録した土業等については、代表者住所の開示した登記情報を取得でき るよう にすべきである。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、引き続き検討を行ってまいります。</p>
25	<p>代表者住所は、企業の属性を把握する上で必須の情報であり、詐欺的な人物等 が関与する企業との取引を排除するために必要である。</p> <p>改正の趣旨は理解しているので、銀行業など特定の業種の企業に限り、代表者 住所が閲覧可能なIDを交付いただきたいと考える。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、引き続き検討を行ってまいります。</p>

26	<p>(1) デジタル原則にかんがみ、マイナンバーカード利用による電子委任状利用者への迅速なる対応策として、登記事項証明書記載の情報を直接法務局と連携できるような仕組みも検討されたい。</p> <p>(2) 加えて、上記連携で照合した行為は、登記事項証明書を取得し確認したものと同一効力を持つものと認めていただきたい。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、引き続き検討を行ってまいります。</p>
27	<p>登記情報提供サービスにおける会社代表者等住所の一律非表示に反対。</p> <p>理由として、①会社・法人における費用負担の増加、②新型コロナウイルス感染促進措置となる可能性、③法務局での補正の多発の可能性がある。</p> <p>なお、上記③による支障を回避する対策として、登記申請の際代表者住所を記載することを省略する措置を講じることや、重任登記の際の代表者等の住所の記載を省略化することが考えられる。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、引き続き検討を行ってまいります。</p>
28	<p>登記事項証明書で非表示とならないのであれば無意味であるため、反対である。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、引き続き検討を行ってまいります。</p>
29	<p>以下のいずれかの措置を講じることにより、政府が掲げるデジタルファーストの維持や促進に努めて頂きたい。</p> <p>(1)法律に基づく電子委任状認定事業者に対しては、現行どおり「登記情報提供サービスにおいて、会社代表者等の住所を一律で表示しているものを提供」すること。</p> <p>(2)法律に基づく電子委任状認定事業者に対しては、代表者の住所情報も含め、法務省の商業登記のデータベースのAPIにおけるアクセスを認めること。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、引き続き検討を行ってまいります。</p>
30	<p>個人情報保護を尊重するのであれば、代表者等の住所は登記事項から除くこととしてはどうか。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、引き続き検討を行ってまいります。</p>
31	<p>登記情報提供サービスも登記事項証明書と同様に、申出があった場合に住所について情報提供しないこととすべきと考える。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、引き続き検討を行ってまいります。</p>

32	<p>会社代表者等の個人情報に配慮するというのであれば、いっそ、登記事項証明書についても会社代表者等の住所を一律で表示しないようにするべきという話にも今後なりかねない。これでは、責任ある立場にある会社代表者等の匿名性につながり、ひいては会社制度の信用の維持と取引の安全を確保するという商業登記制度の根幹を損なうことになりかねず、強い危惧感を抱かざるを得ない。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、引き続き検討を行ってまいります。</p>
33	<p>代表者のプライバシーとの整合性もあるため、登記情報での非開示はやむを得ないと思われる。 法務局発行の履歴事項証明書で確認できるのであれば問題ないのではないか。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、引き続き検討を行ってまいります。</p>
34	<p>役員等の損害賠償責任の訴え(会社法第423条、第429条など)を提起する際の訴訟準備活動に影響を与えないように、住所の代わりに、「代表者等の住所地を管轄する地方裁判所」の情報を提供することとするべきである。(但し、DV被害のおそれがあるとして非表示措置が取られている者は除かれるべきである。)</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、引き続き検討を行ってまいります。</p>
35	<p>インターネットでの情報提供では住所を表示せず、登記簿謄本は住所を表示する、とした理由を、しっかりと説明すべきである。 一方で、登記簿謄本に住所の記載が必要なのか、もっと大きな話しとしては、そもそも登記簿が必要なのか、登記簿を公開すべきなのか、住所は登記所のみが把握していれば良いので公開は不要ではないか、などについて、根本的な検討をお願いしたい。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、引き続き検討を行ってまいります。</p>
36	<p>登記情報提供サービスで代表者等住所を一律開示しないことは、政府が唱えるDX等と反対の施策であり、依然として紙ベースの情報に依存する形となり、事業の迅速性を阻害し、ひいては国際競争力を下げる要因になりかねない。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、引き続き検討を行ってまいります。</p>

37	<p>登記情報提供サービスにおいて、会社の登記情報が提供される場合、代表者の住所を非表示とする方法を「今まで住所が記載されていた部分を空白とする予定である。」とのことだが、空白であると、登記されていないものか、非表示されているものかの区別がつきにくく、司法書士の登記実務（日常業務）上、混乱の要因となり得るため、空白とするのではなく、アスタリスク（「*」記号）とすべきではないか。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、引き続き検討を行ってまいります。</p>
38	<p>昨今、苦情その他意見を伝える手段として最終手段として代表者に対して行うことがある。</p> <p>裁判など法的手段を講じる以前に、代表者の自宅住所に抗議文を送る事で裁判などにならずに済む場合がある。</p> <p>また、自宅前で抗議街宣をすることが制限されるので、国民の表現の自由の妨げになる。</p> <p>むしろ24時間365日いつでも登記情報を閲覧する方が公共の利益になる。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、引き続き検討を行ってまいります。</p>
39	<p>代表者等の住所を省略することについて、プライバシー保護の観点からは理解をするが、インターネット上は削除して、実際の法務局では登記簿から住所を閲覧することが出来るのであれば、いわゆる「データベース調査業者」が依頼元から依頼を受け、全国各地の法務局に閲覧に行き、それらの報告やデータベース構築を行うという業務が発生し、意味が無いと考える。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、引き続き検討を行ってまいります。</p>
40	<p>「電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則の一部改正」に反対。</p> <p>登記情報提供サービスは、一時利用者登録をすることによりすぐに利用することができるものの、一般の利用者はこのサービスの存在すら知らない人が大半であると感じる。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、引き続き検討を行ってまいります。</p>

41	<p>企業との取引の審査をする場合、代表者住所が必要となるのは企業が中小零細の場合である。中小零細企業の場合は必ず代表者の信用状況を確認する。代表者の住所がわからなければ信用状況を確認できず信用取引を開始するにあたり大きな支障となる。</p> <p>法務局に行けば住所も表示された証明書が入手できるようだが、事業者にとっては法務局への往復あるいは郵送による請求は人員、費用、時間の負担が大きく、法務局の事務負担も増え効率の低下につながると思われます。</p> <p>むしろ、登記情報提供サービスの利用者の審査等によって利用対象者を絞るなどの方法を講じた方が良いのではないか。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、引き続き検討を行ってまいります。</p>
42	<p>1、企業のコストを増やし、国民側に負担を求める改正である一方で、守られるべき利益の範囲・内容には変更がないことについて、どのように考えるか。</p> <p>2、政府を挙げてデジタル化を推進する中で、企業の立地を制限することにもつながるデジタル化の後退につながる点についてどのように考えるか。また、その結果、日本国経済の発展を妨げる恐れがある点をどのように考えるか。</p> <p>3、インターネットで済ませられる事務作業を庁舎に集めて、手書きでの申請を求める制度改正について、行政の一貫性の観点からもどのように正当化される考えか。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、引き続き検討を行ってまいります。</p>
43	<p>登記情報提供サービスにおける合名会社及び合資会社の無限責任社員については、会社の債権者に直接責任を負う立場であり、住所が記載された登記情報提供サービスの交付を請求することができるようにする必要性が相対的に高いと考えられる。</p> <p>そのため、登記情報提供サービスにおいて、自然人一律に住所を非表示にすることは適切ではないと考える。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、引き続き検討を行ってまいります。</p>
44	<p>法人代表者に関する本人確認業務において代表者住所を確認項目としており、これを顧客に負担をかけずに実施する方法として登記情報提供サービスを利用している。本件が施行されると、システム改修のために一定の猶予が必要。少なくとも1、5年はほしい。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、引き続き検討を行ってまいります。</p>

45	<p>登記情報提供サービスから情報自体を落としてしまうのではなく、登記情報提供サービスを利用する際に、閲覧者の身元・利用目的等の確認を行い、業務上必要な閲覧利用と、徒に閲覧されることを峻別できるようにするのはどうか。</p> <p>また、登記情報サービスにおいて、利用登録時の利用目的の確認などを行うことで本来の目的に資さない利用を制限するような方法はどうか。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、引き続き検討を行ってまいります。</p>
46	<p>デジタル原則にかんがみ、今回のような改正がされるのであればマイナンバーカード利用による電子委任状利用者への迅速なる対応策として登記事項証明書記載の情報を直接法務局と連携できるような仕組みも併せて検討されたい。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、引き続き検討を行ってまいります。</p>
47	<p>仮に代表者住所が登記情報提供サービスで提供されないのであれば、料金を従来より安くされたい。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、引き続き検討を行ってまいります。</p>
48	<p>本改正案に反対する。</p> <p>消費者保護の観点より、消費者被害発生時の手掛かりが一切なくなる。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、引き続き検討を行ってまいります。</p>
<p>その他</p>		
49	<p>商業登記規則第31条の2及び第81条の2の申出を、オンラインでできるよう所要の処置をしてほしい。</p>	<p>登記のオンライン申請と同時に行う場合、オンラインによる申出は可能です。</p>
50	<p>登記の申請と同時でない商業登記規則第31条の2及び第81条の2の申出は、オンラインでの申出をすることができない規律となっているところ、利便性の観点やデジタル社会の観点から、オンラインによる単独申出もできるようにすべきである。</p>	<p>オンラインによる単独での申出を可能とするにはシステム改修が必要であるため、費用対効果の観点から検討を行います。</p>
51	<p>商業登記規則第31条の2及び第81条の2の申出書について、商業登記法第11条の2及び商業登記規則第21条の規定により、附属書類の閲覧が可能であるが、性質上閲覧手続を慎重に行う必要があることから既に不動産登記手続きにおいて御庁が発せられている平成27年3月31日法務省民二第198号法務省民事局民事第二課長通知と同等の閲覧制限をかけるべきである。</p>	<p>運用の在り方については、いただいた御意見を今後の参考とさせていただきます。</p>

52	<p>第31条の2第1項について</p> <p>「住所が明らかにされることにより、被害を受けるおそれがあるとして、被害者等又は登記の申請をすべき者（被害者等が登記の申請をすべき者である場合を除く。以下この条において同じ。）から申出があつたときは」とあるが、「住所が明らかにされることにより」は「被害を受ける」を直接修飾するものであり、「住所が明らかにされることにより」「申し出があつた」のではないため、「住所が明らかにされることにより」の後ろの読点は不要ではないか。</p>	御指摘を踏まえ修正します。
53	<p>第31条の2第5項</p> <p>「当該代表者」について押印を求めるとすべきではない。第31条の2中「代表者」とあるのは第2項第4号の代理人が法人である場合の代表者だけだが、代理人が法人である場合の代表者について押印を求めるのでは意味がわからない。第5項の「登記の申請をすべき者」が自然人であるなら登記の申請をすべき者について押印を求めるべきで、「登記の申請をすべき者」が法人なら当該法人を代表して申出をする者について押印を求めるべき。「当該代表者」について押印を求めると規定するのは誤り。</p> <p>なお、「登記の申請をすべき者」が法人である場合を考えなければならないのは、第2項第2号において「氏名又は名称」とされているためである。第4項第2号の「申出人」も法人を含むことになるが、原本と相違がない旨の記載は、法人である場合には、法人を代表して申出をする者に求めるべき。</p>	御指摘の趣旨を踏まえ、「当該申請人」などとする修正を行いました。